

令和5年第3回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和5年3月20日 午前10時00分

閉会 令和5年3月20日 午前11時30分

2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀田 勝司	平野 普也	野村 君枝

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
石川 英治	近藤 賢三		

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第9号	農地法第3条の下限面積要件について	別紙1件
議案第10号	農地法第3条の規定による農地等の許可申請の件	別紙3件
議案第11号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙6件
議案第12号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件	別紙1件
議案第13号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙8件
議案第14号	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件	別紙1件
議案第15号	令和5年度最適化活動の目標の設定等について	別紙1件
報告第8号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙8件
報告第9号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件	別紙2件
報告第10号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙4件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和5年第3回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は3番委員と5番委員にお願いします。
それでは、議案に入ります。議案第9号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号について説明します。農地法第3条の下限面積要件について説明します。

先月総会にて上程させていただきました別添資料について、いただいたご意見を反映したものを作成しました。

誓約書の誓約事項について、隣地から苦情があった場合は誠意をもって対処すること並びに、農地の権利取得後3年以内に農地以外の用途に使用していることが発覚した場合、今後は豊明市で農地法第3条の規定による許可を受けることができなくなることを追記しました。

以上こちらのご審議をお願いします。

議長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議長 それでは採決します。議案第9号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議長 議案第9号は可決といたします。引き続きまして、議案第10号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号1番案件について説明します。農地法第3条の規定に寄る農地

等の所有権移転許可申請の件です。

譲受理由は隣接地を購入し作物の増産を図るため、譲渡理由は会社勤めで耕作困難及び労力不足のためです。

申請地は沓掛町石畑20番1、登記地目は田、現況地目は畑、面積は284㎡です。

申請地の現況については、3月9日に現地確認を行ったところ、耕起してある状態でした。

譲受人の他の所有農地につきまして申請地の隣地である沓掛町石畑20番4は同様に稲刈り取り後の状態でした。

沓掛町切山181番、182番、183番、沓掛町一本木14番も田として稲刈り取り後の状態でした。沓掛町長定27番、28番、29番、30番、31番、32番、61番、沓掛町女松原98番、沓掛町石畑164番は菜の花を栽培していましたが現地調査時は整地してありました。沓掛町水白50番75、沓掛町車田7番33は保全管理状態でした。沓掛町定納畑42番2、52番3は譲受人の自宅敷地ですが、ハウスが建っており施設園芸でした。沓掛町水白50番96は竹林で筍栽培用に管理されていました。

以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 3月14日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第10号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第10号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第10号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案第10号2番案件について説明します。
譲受理由は農業を本格的に開始するにあたり、父の所有する田畑以外で新しいことに取り組みたいと思ったため、譲渡理由は相続で譲り受けたが農業従事者でないため農地の維持管理が困難であり隣地農地所有者に迷惑をかけないように譲渡するためです。
申請地は沓掛町切山台159番、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は322㎡です。
申請地の現況については、3月9日に現地確認を行ったところ、保全管理状態でした。
譲受人の他の所有農地につきまして東郷町春木起内11番、24番、東郷町春木北切山124番1、124番2、東郷町春木西前114番は保全管理状態でした。東郷町春木北切山133番は柿の木が作付けされていました。東郷町春木西前6018番、6023番4は梅やみかん等の果樹が作付けされていました。
以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。
- 議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。
- 5番委員 3月14日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。
- 最4番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議長 他の委員の意見を求めます。
異議なしの声あり
- 議長 それでは採決します。議案第10号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数
- 議長 議案第10号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第10号3番案件ですが、議案11号6号案件と関連があるので、議案第10号3番案件と議案11号6号案件を一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第10号3番案件と議案第11号6番案件は関連がありますので、一括にて説明させていただきます。

申請地は沓掛町女松原42番3、74番1の2筆で登記地目、現況地目はすべて畑です。

議案第10号3番案件については営農型太陽光発電設備の区分地上権設定のための申請となります。議案第11号6番案件については3年間の一時転用申請となり、転用目的は営農型太陽光発電設備で支柱部分にあたるものです。

農地法第5条の審議を基本として、農地法第3条も併せて審議をお願いします。すでに設置されている営農型太陽光発電設備の一時転用期間が令和2年6月1日から令和5年5月31日までとなっているので、その更新申請になります。

申請地は図面中央の囲んだ所で、豊明高校から南西に約550mに位置します。

申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地であることから第1種農地に該当します。他に代替可能な用地の確保が困難であることから許可できません。

申請地の現況については、3月9日に現地確認を行ったところ、栗の木が作付けされており畑として管理されていました。

営農型発電施設の下部の農地における農作物の生産については、許可を受けて以降、愛知県に対して毎年2月に状況報告書の提出が義務付けられており、状況報告書には農業について知見を有する者の所見の欄があります。知見を有する者としては農業普及指導員、試験研究機関、農業委員等が考えられます。令和3年、令和4年については地区担当委員である7番委員が、令和5年については法人による確認がなされています。

直近の状況報告書によると、定植から3年目になり、当初植え付けられた苗木は1mを超え順調に育生していると記載がありますように、今後も適正に管理されること、また周辺農地への影響はほとんどないと思われるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議長

事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員

3月14日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長

同じく農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

最2番委員

5番委員の説明のとおり許可相当と判断しますが、一時転用期間は3年でな

ければならないのですか。

それと支柱部分の面積根拠はありますか。

事務局 一時転用期間は3年以内と定められていますが、営農型太陽光発電設備における一時転用に限り、認定農業者などの担い手が自ら所有する農地の場合など条件のすべてを満たせば一時転用期間を10年以内にすることも可能です。

今回はこの場合に当たらないので原則どおり3年となっています。

支柱部分の面積根拠については申請書の添付図面に記載があります。

議 長 他の委員の意見を求めます。

最2番委員 申請書に記載されている賃借料が相場に比べて高すぎると思うのですが。

事務局 賃借料に関しては民々の話になるので農業委員会としては関与していません。

議 長 他の委員の意見を求めます。

8番委員 議案書に農地面積が小数点以下2桁まで記載されているが、農地面積に小数点はないはずですが。

事務局 愛知県からの指導に基づき太陽光発電パネルの枚数に応じた計算方法により記載しています。

議 長 他の委員の意見を求めます。

3番委員 譲受人は認定農業者なのですか。

事務局 認定農業者ではありません。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第10号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第10号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第11号6番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第11号6番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第11号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第11号1番案件について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。

転用目的は駐車場で賃貸借権設定になります。

こちらの申請は令和4年度荒廃農地調査に基づき農地利用最適化推進委員の方々に現地確認を行っていただいた際に判明した違反転用事案であります。追認できる事案であるため、土地所有者に文書で指導したところ、農地法第5条申請がされたものです。

申請者である法人は、豊明市にて鉄骨工事及び橋梁工事の請負を業務として営業してきました。新栄町5丁目の本社敷地は住居兼用であり、自家用駐車場を設けていますが敷地が狭いため、工事用重機の駐車場の確保が急務となり、土地を探していたところ、知人の紹介で申請地を紹介してもらいました。

それがこの度、農地法の規定に違反していることを知り農地法第5条許可申請に及びました。

申請地は阿野町上石田107番1、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は279㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明インターから東に約1.5kmに位置します。

申請地は市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地に該当します。そのため許可できます。

申請地の現況については、3月9日に現地確認を行ったところ、すでに駐車場として利用されていました。このことに対する始末書はいただいております。

敷地中央の重機通路、旋回部分には鉄板を敷設します。土地造成はありません。汚水等排水はありません。雨水は浸透排水します。浸透しきれない雨水は最終枡から既設排水路へ放流します。重機の出入りは市道既設出入口から行い、新たな乗入口は設けません。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

- 4番委員 3月19日に1番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。質問ですが、今回転用することにより申請地北側の隣接農地への進入路がなくなるのではありませんか。
- 事務局 申請地と所有者が同様であるため、今度も通行することについては問題ないとのことです。
- 4番委員 わかりました。では許可相当と判断します。
- 議 長 同じく地区担当委員の1番委員の意見を求めます。
- 1番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断しますが、賃貸借権の期間が平成28年11月1日からとなっておりますがどうのことですか。
- 事務局 平成28年から違反転用状態でしたが、農地に復元せずに追認するためです。
- 議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。
- 最1番委員 4番委員、1番委員の説明のとおり許可相当と判断しますが、油漏れには十分留意するよう申請者に伝えてください。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第11号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第11号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第11号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第11号2番案件について説明します。
転用目的は分家住宅で所有権移転になります。
申請者は、東郷町の賃貸住宅で夫と子の3人で生活していますが、子の成長に伴い、家具や育児用品が増え手狭になったことから分家住宅の建築を検討していたところ、叔父より「祖父から相続した土地に住宅を建築してはどうか」

と提案いただき、今回の申請に至りました。

申請地は杣掛町定納畑37番6、42番8の2筆、登記地目はともに畑、現況地目はともに田、面積は合計379㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明高校から南東に約500mに位置します。

申請地は市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地に該当します。そのため許可できます。

申請地の現況については、3月9日に現地確認を行ったところ、保全管理状態でした。

土地造成は前面道路と高低差があるため、駐車場部分を80cm切土し、整地します。雨水は最終柵で集水し、申請地北側道路側溝へ排水します。汚水、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、申請地北側道路側溝へ排水します。建築物は一階建ですが、周辺農地に対する日照通風等には影響を及ぼさないように対処します。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 3月14日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第11号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第11号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第11号3番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第11号3番案件について説明します。

転用目的は駐車場で許可日から20年間の賃貸借権設定になります。

申請者である医療法人は、昭和61年豊明市に健康診断専用施設として開設し、平成12年に現住所地にて診療所を新築移転しました。今回、1階部分にあった医療法人が沓掛町石畑に移転することとなり、その空き室となる1階部分に検査部門の増設を行いました。これにより1日当たりの外来者が増加したことによる駐車場の不足分を補うため、今回の申請に至りました。

申請地は沓掛町石畑184番、187番1の2筆、登記地目はともに田、現況地目は畑、雑種地、面積は合計2,738㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明高校から東に約610mに位置します。

申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であることから第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、3月9日に現地確認を行ったところ、畑として果樹や野菜等が作付けされていました。

土地造成は切土、盛土をそれぞれ30cm行います。場内の雨水排水は集水枡により集水して排水路へ排水します。隣接の農地には雨水等が流れ込まないように対処します。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長

事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員

3月14日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長

同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員

5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長

他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長

それでは採決します。議案第11号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第11号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第11号4番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第11号4番案件について説明します。
転用目的は駐車場で所有権移転になります。
申請者は、現在申請地の南側隣地である沓掛町前田15番、15番1にて中古車販売業を営んでおります。今後仕入れの量を増やして新たに5台ほどの中古車を展示したいと考えており、譲渡人も管理が困難になってきているとのことで購入を決め、今回の申請に至りました。

申請地は沓掛町前田18番2、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は109m²です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明高校から南東に約700mに位置します。

申請地は住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地であることから第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、3月9日に現地確認を行ったところ、草生え状態でした。

土地造成は草を刈り、砂利を少し敷く程度です。雨水は集水柵で集水して道路側溝へ排水します。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 3月14日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第11号4番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第11号4番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第11号5番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第11号5案件について説明します。

転用目的は大型自動二輪用の駐輪場で所有権移転になります。

申請者は、令和4年4月27日付けで農地法第5条許可を申請し、令和4年6月6日付けで許可された、令和4年11月より申請地隣地に建築されている店舗を開業して化粧品及び下着の販売をしておりました。自転車で来店されるお客様のために駐輪場を設置しましたが、店舗建物と駐車場の設置上、駐輪場はスロープ利用の敷地にて設置しました。自転車については何ら問題なく利用ができていますが、大型自動二輪で来店のお客様を想定していなかったため、スロープ利用での出入りについてお客様に負担をかけている状態です。既に店舗は稼働しているため、大型自動二輪用の駐輪場を早急に確保するため、今回の申請に至りました。

なおこの申請に伴い、先に提出された農地法第5条許可申請について、配置図の変更が生じたため、事業計画変更承認願も同時申請中です。

申請地は沓掛町垣ノ内34番1の5、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は4.46㎡です。

申請地は図面中央の囲んだ所で、豊明市役所から北東に約1.3kmに位置します。

申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であることから第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、3月9日に現地確認を行ったところ、保全管理状態でした。

土地造成は整地のみで砂利敷です。排水については雨水のみで敷地内に自然浸透します。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 3月14日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

- 議 長 同 じ く 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 4 番 委 員 の 意 見 を 求 め ま す 。
- 最 4 番 委 員 7 番 委 員 の 説 明 の と お り 許 可 相 当 と 判 断 し ま す 。
- 議 長 他 の 委 員 の 意 見 を 求 め ま す 。
- 異 議 な し の 声 あ り
- 議 長 そ れ で は 採 決 し ま す 。 議 案 第 11 号 5 番 案 件 に 賛 成 の 方 の 挙 手 を 求 め ま す 。
- 挙 手 多 数
- 議 長 議 案 第 11 号 5 番 案 件 は 可 決 と い た し ま す 。 引 き 続 き ま し て 、 議 案 第 12 号 を 上 程 し ま す 。 事 務 局 の 説 明 を 求 め ま す 。
- 事 務 局 議 案 第 12 号 に つ い て 説 明 し ま す 。 相 続 税 の 納 税 猶 予 に 係 る 特 例 農 地 等 の 利 用 状 況 の 確 認 の 件 で す 。
- 20 年 間 農 地 と し て 適 正 に 行 な わ れ て き た か の 最 終 確 認 と な り ま す 。
- 対 象 地 は 沓 掛 町 若 王 子 26 番 6 、 地 目 は 田 、 面 積 は 906㎡ で す 。
- 申 請 地 の 現 況 に つ い て は 、 3 月 9 日 に 現 地 確 認 を 行 っ た と こ ろ 、 田 と し て 稲 刈 り 取 り 後 の 状 況 で し た 。
- 以 上 の こ と か ら 今 後 も 耕 作 、 管 理 さ れ る こ と を 鑑 み て 、 事 務 局 と し て は 許 可 相 当 だ と 判 断 し ま す 。
- 議 長 事 務 局 よ り 説 明 が あ り ま し た が 、 地 区 担 当 委 員 の 2 番 委 員 の 意 見 を 求 め ま す 。
- 2 番 委 員 3 月 14 日 に 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 と 申 請 地 の 現 地 確 認 を 行 い ま し た 。 申 請 地 は 本 人 が 耕 作 し て い る と の こ と な の で 、 事 務 局 の 説 明 の と お り 許 可 相 当 と 判 断 し ま す 。
- 議 長 同 じ く 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 3 番 委 員 の 意 見 を 求 め ま す 。
- 最 3 番 委 員 現 地 確 認 時 に 給 水 栓 が 見 当 た ら な か っ た で す が 、 田 と し て 耕 作 さ れ て い る 以 上 問 題 な く 、 2 番 委 員 の 説 明 の と お り 許 可 相 当 と 判 断 し ま す 。
- 議 長 他 の 委 員 の 意 見 を 求 め ま す 。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第12号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第12号は可決いたします。引き続きまして、議案第13号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第13号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。

1番案件から5番案件が新規契約分、6番案件が更新契約分、7番案件、8番案件が借賃の変更となっています。

1番案件、2番案件は個人の新規契約で、ともに使用貸借権設定です。

3番案件から5番案件は農地所有適格法人の新規契約で、すべて賃貸借権設定です。

6番案件は農地所有適格法人の更新契約で、賃貸借権設定です。

7番案件、8番案件は借賃の変更についてで、すべて農地所有適格法人の更新契約です。

以上こちらのご審議をお願いします。

議 長 事務局より説明がありました。委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第13号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第13号は可決いたします。引き続きまして、議案第14号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第14号について説明します。農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件です。

変更目的は防災施設です。

申出者は、申出地東側にて総合大学病院を運営しています。申出者は、近い将来東海地方において起こると予想される大規模災害に備え、緊喫の課題として災害時に必要な医療機器、医療器具、医薬品その他救急医療に必要な機器、検査キット等を集積する備蓄倉庫の設置、救急医療や災害時に使用する

る大型ドクターヘリの配備、災害時の停電対策として太陽光発電施設の設置等を計画しております。

また将来的には、今回の申出地も含め本学西側を取得し、防災倉庫の増設や市道間米敷田線からの進入路確保等の規模拡大を計画しています。

道路寸断の可能性の少ない市道間米敷田線からの車両進入路の確保、またヘリコプターの発進、進入に必要な余地、不時着した場合の周りへの影響、ヘリコプターの運用にあたり必要な整備倉庫の設置等に必要な面積が確保できることから申出に至りました。

申出地は間米町鶴根1606番外7筆、登記地目は田、畑、現況地目は田、畑及び雑種地、面積は合計7,407㎡です。

申出地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から北西に約2kmに位置します。

それでは農振農用地の除外5要件について説明します。

第1号要件です。第1号要件は農用地等以外に供することが適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないことです。申出者の既存施設内において新たな防災施設を確保することが困難であること、災害時の防災施設が必要であることから、本施設の設置は必要かつ緊急性があると判断しました。農地区分については、申出地は市街地に近接する区域にある農地で、その規模がおおむねね10ha未満の農地であり、第2種農地に該当し、他に代替可能な用地の確保が困難であることから、農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。

申出者の利用状況及び事業計画書から、除外面積は過大ではないと判断しました。

他の関係法令として、都市計画法に基づく開発行為並びに特定都市河川浸水被害対策法がありますが、豊明市の担当部局を通じて許可の見込みがあることを確認済みです。

第2号要件です。第2号要件は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地の除外後に残る西側の農用地の連続性は無くなりますが、全体計画にて令和5年度末までに取得予定であり、防災拠点の計画をしているため、周辺農地の農作業の効率性に支障はないと判断しました。

第3号要件です。第3号要件は、効率的かつ安定的な担い手・認定農業者等の農業経営を営む者の農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地のうち間米町鶴根1610番、1611番、1612番は利用権設定により他の耕作者に貸し出されている農地であります。耕作者はすでに合意解約に同意しており、代替地の交渉も済みであり、また他の担い手による利用の計画もないことから、今後の農業経営への支障はないと判断しました。

第4号要件です。第4号要件は、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地内において排水路等の変更を行わないこと

から、土地改良施設の機能に支障はないと判断しました。廃止予定である申出地内の給水栓については、廃止届の提出を求めます。

第5号要件です。第5号要件は、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していることです。議案書の備考欄に記載がありますように、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しています。

以上のことから、除外について事務局としてはやむを得ないものと判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

4番委員 ドクターヘリはいつから稼働する予定ですか。

事務局 令和5年度中と聞いております。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第14号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第14号は可決といたします。引き続きまして、議案第15号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第15号について説明します。令和5年度最適化活動の目標設定等についてです。

別紙資料をご覧ください。農業委員会等に関する法律第37条に、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況において、インターネット利用その他適切な方法により公表しなければならない。」とあります。

農業委員会の「目標」「点検・評価」「活動計画」については、農業委員会法により毎年実施することとされており、様式も定められています。

豊明市農業委員会における、「令和5年度最適化活動の目標設定等」について、別添(案)のとおり作成いたしました。

このうち最適化活動の活動目標について説明します。

推進委員等が最適化活動を行う目標日数ですが、令和4年度の最適化活動については、委員の皆様には大変熱心に活動していただきました。事務局より

お礼申し上げます。令和5年度の目標日数については前年度を上回らなければならないという国からの指示により、1日当たりの活動日数を月12日とさせていただきます。

また、新規就農者向けの相談会については令和4年度と同様、1月に新規参入相談会を農業政策課にて実施させていただくこととしました。

以上、内容のご確認をお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第15号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第15号は可決といたします。引き続きまして、報告第8号、第9号、第10号について報告願います。

事務局 報告第8号、第9号、第10号について説明

議 長 以上のとおり、報告第8号、第9号、第10号は専決事項として事務局で受理しています。

その他今後の予定について協議

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に午前11時30分）。